

令和7年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金(商店街賑わい拠点整備事業) ～商店街の賑わい拠点づくりを支援します～

1 概要

中心市街地・商店街(以下「商店街等」)を住民が自然と集う「居心地の良い居場所」とし、商店街等の持続的発展を図るため、商店街等の空き店舗・広場などを活用して「交流の拠点」となる施設を整備する事業に対し、開設費及び運営費を支援します。

2 補助対象事業

山形県内の商店街等に住民が集うことができる交流拠点※を整備する事業

※ 学習スペース、コミュニティスペース、高齢者向けサロン、回遊拠点、子ども食堂等

3 補助対象者

市町村、商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、株式会社、合同会社、有限会社、一般社団法人、NPO、LLP、LLC、規約を備えた任意の団体、商店街等での拠点づくりに興味がある個人

4 補助率・補助上限額・補助対象経費・採択予定件数

補助率:補助対象経費の合計額の1/2

補助上限額:150万円

補助対象経費:報償費、旅費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、施設整備費、店舗改装費、使用料及び賃借料、光熱水費、委託料、備品購入費、手数料、負担金、その他事業を実施するうえで必要と認められる経費

採択予定件数:1件

5 事業実施期間・スケジュール

事業実施期間:補助金の交付決定の日から令和8年2月28日(土)まで

内容	実施予定時期
事業者の公募開始	令和7年4月1日(火)
応募期限	令和7年5月16日(金)
事業の内示	令和7年6月上～中旬
交付申請書提出期限	令和7年6月下旬
交付決定	令和7年7月上旬
実績報告書提出	令和8年3月31日(火)

※このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※交付決定前に支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

HPはこちら⇒



【問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 商業・まちづくり担当

TEL 023-630-3370

HP <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shogyo/r7shotengai.html>